資料２―１

「通信事業者によるサイバー攻撃防御としてのアクセス抑止策の在り方に関する検討ワーキング」開催要綱（案）

１　目的

本検討ワーキングは、「フロンティアAI時代の通信事業におけるデータの保護・セキュリティの在り方に関する検討会」の下に開催される検討ワーキングとして、サイバー攻撃等による大規模な個人情報の漏えいの発生に際して、通信事業者における通信サービスの安全な利用の更なる確保等に向けて、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から集中的に検討することを目的とする。

２　名称

本検討ワーキングは、「通信事業者によるサイバー攻撃防御としてのアクセス抑止策の在り方に関する検討ワーキング」と称する。

３　構成及び運営

（１）本検討ワーキングの主査は、フロンティアAI時代の通信事業におけるデータの保護・セキュリティの在り方に関する検討会の座長が指名する。
（２）本検討ワーキングの構成員は、別紙のとおりとする。
（３）本検討ワーキングの構成員は、中立の立場をもって、専門的知見に基づき議論を行う。
（４）主査は本検討ワーキングを招集し、主宰する。
（５）主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
（６）主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本検討ワーキングを招集し、主宰する。
（７）本検討ワーキングの構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
（８）主査は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。
（９）主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(10) その他、本検討ワーキングの運営に必要な事項は、主査が定める。

４　議事・資料等の扱い

（１）本検討ワーキングは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（２）本検討ワーキングで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（３）本検討ワーキングの議事概要は、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

５　その他

本検討ワーキングの事務局は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課が行う。

（別　紙）

「通信事業者によるサイバー攻撃防御としてのアクセス抑止策の在り方に関する検討ワーキング」　構成員

（敬称略・五十音順）

【構成員】

内田　真人	早稲田大学理工学術院　教授
宍戸　常寿	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
曽我部　真裕	京都大学大学院法学研究科　教授
橋爪　隆	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
山本　龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科　教授